



平成25年度  
ふくおか地域貢献活動サポート事業  
協働助成事業(テーマ型)  
応募要項

(問い合わせ先/応募先)

**福岡県NPO・ボランティアセンター**  
(福岡県新社会推進部社会活動推進課)

住所 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50

電話 092-631-4411 F A X 092-631-4413

E-mail [nvc@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:nvc@pref.fukuoka.lg.jp)

センターホームページ「ふくおか協働ひろば」

<http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp>

共助社会づくり基金ホームページ

<http://www.kifu.pref.fukuoka.lg.jp>

この事業は、**福岡県共助社会づくり基金**を活用しています。

# 目次

1	目的・趣旨	2
2	寄附者が設定したテーマについて	2
3	募集する事業	2
4	事業実施期間	3
5	補助金額	3
6	応募できる団体	4
7	応募方法	5
8	審査	6
9	事業報告書の提出	6
10	留意事項	6
11	事業スケジュール	7
	事業説明会の御案内	7
	応募様式	8

本応募要項における「NPO等」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人及び法人格のないボランティア団体をいいます。

# 平成25年度 ふくおか地域貢献活動サポート事業 協働助成事業（テーマ型） 応募要項

テーマ名：福岡県の豊かな自然や景観の保全活動

## 1 目的・趣旨

ふくおか地域貢献活動サポート事業は、NPO・ボランティア（以下「NPO等」という。）が市町村や地域コミュニティ、企業などの多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動を支援するもので、県が協働事業の企画案を募集し、審査を経て、補助金の交付対象となる事業を決定します。（本事業は、福岡県共助社会づくり基金を活用して実施します。）

### 福岡県共助社会づくり基金とは

福岡県では、NPO等や企業、行政などの多様な主体が地域の課題を解決するため、互いに支え合い、共に助け合う「新しい共助社会」の実現を目指しています。「福岡県共助社会づくり基金」は、この趣旨に賛同いただいた県民や企業の皆さまの思いを「寄附」というかたちでお預かりし、「NPO等が多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動」へとつなぐ基金です。

## 2 寄附者の意向について

本応募要項による協働助成事業は、福岡県共助社会づくり基金に対するアサヒビール株式会社からの寄附金を活用して県が実施するものです。

寄附者からは、「NPO等と企業、行政などの協働による“福岡県内の環境や景観の保全、歴史的・文化的遺産の保護活動”の支援に役立ててほしい」との意向が示されています。

## 3 募集する事業

県は、県内で実施する事業で、下記の要件を満たす企画案を募集し、優れた提案を選定して補助します。

- (1) NPO等が、市町村や地域コミュニティ、企業などの多様な主体と協働し、地域課題の解決にあたる事業であること
- (2) 自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした公益性の高い事業であること
- (3) 寄附者が設定したテーマの趣旨に合致していること

[本応募要項において対象となる活動の例]

- ・ 里山保全、森林保全、生態系保全
- ・ 河川、海浜保護
- ・ 景観保全（田園空間、流域景観、歴史的町並み等）
- ・ 環境教育、啓発活動
- ・ 歴史的・文化的遺産の保護活動

**【対象とならない事業】**

社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業

- ・ 営利を目的とする事業
- ・ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ・ 政治や宗教に関わる事業

福岡県から補助又は委託を受けている事業（受ける見込みのある事業）

**4 事業実施期間**

補助金の交付決定日から平成26年3月末日まで

**5 補助金額**

(1) 採択予定件数

10件程度（予算の範囲内で採択）

(2) 補助金額

1件あたり50万円を上限とします。（補助率10/10）

補助金の額は、次に規定する補助対象経費の合計額から補助事業によって得た収入を除いた額又は、50万円のいずれか低い額の範囲内とします。なお、補助金の交付決定の際に企画提案いただいた事業費を査定する場合があります。

(3) 補助対象経費

事業実施に要する次の経費とします。

区分	内容（例）
謝金	外部講師等に支払う謝金
旅費	事業従事者の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
消耗品 ・ 材料購入費	消耗品・材料等の購入費（ただし、1個当たりの単価が5万円未満のものに限る）
委託費	パンフレットやチラシ等の印刷製本費、看板作成費等
通信運搬費	電話代、郵送代、機材運搬費等
保険料	ボランティア等の傷害保険料等
使用料	会議室等の賃借料、付属設備使用料等、リース料等
人件費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員賃金、社会保険料等
その他	その他事業実施に必要な経費 （内容と用途目的を具体的に記載してください）

財産形成につながる工事請負費や備品購入費（1件あたりの単価5万円以上）及び食糧費は、補助対象外です。

委託費及びその他（その他事業実施に必要な経費）については、事業が採択された場合、「補助金交付申請書」の添付資料として、見積書やカタログなど積算根拠となる書類を提出していただきます。

(4) 補助事業による収入

参加料の徴収や作成する印刷物を販売するなど、事業実施による収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支予算書で明らかにしてく

ださい。

なお、事業実施の結果、補助金と上記収入の合計が補助対象経費を上回った場合には、上回った額を返還していただくことになります。

例1 総事業費 (= 補助対象経費) が 100 万円の場合  
100 万円 > 50 万円(補助金限度額)

例2 事業費 (= 補助対象経費) が 60 万円で 20 万の収入が見込まれる場合  
60 万円 - 20 万円 = 40 万円(補助金限度額) < 50 万円

## 6 応募資格

(1) NPO等、県内市町村、地域コミュニティ、企業などの多様な主体を構成員に含む団体(以下「協議体」という。)とします。

本応募の対象となる「NPO等」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人のほか、法人格のないボランティア団体とします。

(2) 協議体は、以下の条件を全て満たすものとします。

ア NPO等が事業の主担当であること

イ 代表者が定められていること

ウ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること

a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

b 協議体の意思決定方法

c 協議体を解散した場合の地位の承継者

d 協議体の事務処理及び会計処理の方法

e その他、協議体の運営に関して必要な事項

(3) 協議体の構成員となるNPO等は、以下の要件を全て満たす団体とします。

ア 特定非営利活動法人、ボランティア団体共通

a 福岡県内に事務所を有すること

b 活動を行う主たる区域が福岡県内で、原則として応募の日までに一年以上にわたり継続的に活動していること(特定非営利活動法人にあっては、法人格を取得する前の任意団体としての活動歴を含む)

c 事業案の遂行に必要な組織・人員を有する団体であること

イ ボランティア団体

a 不特定かつ多数のものの利益(公益)の増進に寄与する活動を行っていること

b 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等) 予算及び決算書類を整備していること

c 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること

d 特定の公職者(その候補者を含む)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としない団体であること

- e 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する団体ではないこと

## 7 応募方法

### (1) 募集期間

平成25年4月8日(月)から平成25年5月31日(金) 17時必着

### (2) 応募書類(提出部数 正本1部、副本(正本の写し)4部)

応募に当たって必要な書類は以下のとおりです。応募書類の大きさ及び規格は、日本工業規格A4縦型とします。

様式は、福岡県共助社会づくり基金ホームページまたは福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。

書類		備考
様式1号	企画提案書	
様式2号	事業計画書	
様式3号	収支予算書	
	協議体の規約その他の規程	
様式4号	団体調書	
	定款又はこれに代わるものの写し	
	直近1年間の事業報告書の写し(又はこれに代わるもの)	
	直近1年間の活動計算書(収支計算書) 貸借対照表及び財産目録の写し(又はこれに代わるもの)	
様式5号	役員・職員(事業関連者)名簿	
様式6号	成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面	任意団体のみ
様式7号	団体の目的等についての誓約書	任意団体のみ
	その他参考資料 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料がある場合は提出してください。提出する場合は、A4で5枚以内にまとめてください。	任意提出
	その他知事が必要と認める書類(応募書類提出後、当課から連絡があった場合のみ提出してください)	

NPO等については、上記 ~ を提出してください。協議体の構成員に複数のNPO等が含まれる場合は、団体ごとに作成してください。

### (3) 応募方法

- ・福岡県NPO・ボランティアセンターに応募書類一式を郵送又は持参してください。
- ・本応募要項による事業の企画提案は、1団体につき1提案に限ります。
- ・応募に係る経費は全て応募団体の負担となります。
- ・提出された資料は返還しませんので御了承ください。

## 8 審査

- (1) 必要に応じ、資料の追加提出やヒアリング等の対応をお願いする場合があります。
- (2) 県は、福岡県共助社会づくり基金運営委員会における審査を経て、採択事業を決定します。運営委員会における審査に際し、公開の場でのプレゼンテーションをお願いする予定です。
- (3) 審査基準は、概ね次のとおりです。

項目	着眼点
目的・課題の把握	・目的・課題の把握は明確で適切であるか ・寄附者が設定したテーマや趣旨に合致しているか
公益性・社会貢献性	・地域社会にとって必要性、重要性が高いものか
独創性・先進性	・課題を解決する手法等に、他の模範となる独創性や先進性があるか ・団体の特性や専門性が活かされた提案か
事業の実現性	・事業を適切かつ確実に実施できる人員、体制を有しているか ・事業に計画性や具体性があり、実現可能な内容か
協働性	・協働で事業を実施することにより、単独で行うよりも高い相乗効果が期待できるか
継続性・発展性	・事業に継続性・発展性が期待できるか
積算内容の妥当性	・各所要経費の積算は妥当なものか

## 9 事業報告書の提出

- (1) 事業終了後は、速やかに事業完了報告書を提出してください。  
なお、事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいていただく必要があります。
- (2) 事業の実施期間中、事業の進捗状況等について報告書の提出を求める場合があります。
- (3) その他、福岡県共助社会づくり基金運営委員会が行う第三者評価への協力をお願いします。

## 10 留意事項

- (1) 情報公開への同意
  - ア 事業の公正性、透明性を高めるため、応募状況と審査結果は、県ホームページ等で公開します。また、提出いただいた書類は、個人情報を除いて、情報公開の対象となります。
  - イ 事業終了後は、実施団体から提出された事業報告書を県ホームページ等で公開します。
- (2) 選定された団体の義務
  - ア 別途定める県の補助金交付要綱等の規定を遵守し、適正な経理処理を

行う義務を負います。

イ 事業実施後は、事業評価を行うとともに、成果報告会に出席していただきます。

ウ 本事業は、「福岡県共助社会づくり基金」への寄附金を原資として実施しています。事業実施に当たっては、当事業が「福岡県共助社会づくり基金」を活用して実施していることを広報に盛り込んでください。また、実施事業の内容やその成果について、団体のホームページ等への掲載や報道機関への情報提供などにより、県民の皆さんに向けて積極的な情報発信をお願いします。

## 11 事業スケジュール（予定）

スケジュールは変更となる場合があります。

項目		日程等
1	公募期間	平成25年4月8日（月）から 平成25年5月31日（金）まで
2	事業説明会	平成25年4月26日（金）
3	審査	平成25年6月 書類確認・ヒアリング等 7月 審査（公開プレゼンテーション） 7月 採択事業の決定
4	補助金の交付申請及び 交付決定 （補助金支払い）	平成25年8月上旬頃 ・必要に応じて概算払いも可能です。（事業終了後に精算が必要）
5	事業実施	交付決定の日から平成26年3月末まで
6	実績報告・精算	・事業完了後30日以内又は平成26年4月10日の いずれか早い日までに提出してください。 ・実績報告を精査後、補助金を精算します。
7	成果報告会	平成26年9月頃（予定） ・協働事業の成果を広く発信するため、公開の場で報告を行っていただきます。 平成25年度採択事業については、平成25年12月～1月頃に「中間報告会」を実施する予定です。

### < 事業説明会の御案内 >

日 時 平成25年4月26日（金）14時～

場 所 福岡県NPO・ボランティアセンター会議室

（福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階）

参加申込 別紙「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、福岡県NPO・ボランティアセンターあてFAXまたはE-mailによりお申し込みください。なお、当日の受付も可能です。